

いじめ防止のための対策に関する基本的な方針

三豊市立財田小学校

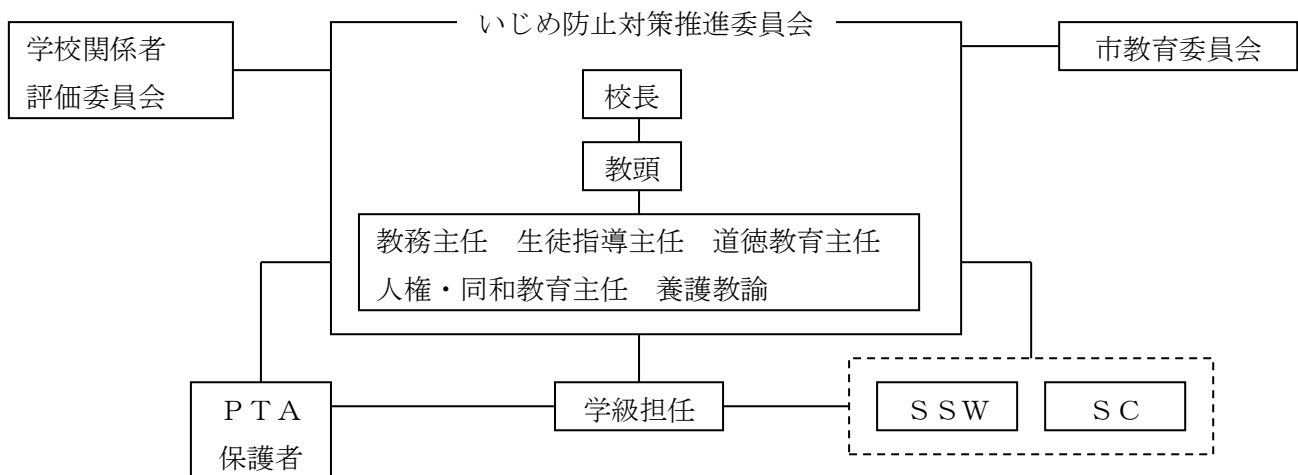
1 いじめとは

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

したがって、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

また、いじめは決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要であるが、現実的には、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものであるととらえる。

2 いじめ防止等の対策のための組織



3 いじめの防止及び早期発見のために

(1) 支持的風土を学校に築く

「児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことがいじめの防止に資する」（同法第15条第1項）ことから、全ての教育活動を通して支持的風土が築けるよう配慮する。

◇各学級で

- 学級経営の基盤に人権・同和教育の視点を据える。
- 特別支援教育の視点から授業を見直し改善を図る。

◇学校全体で

- あいさつ運動
- なかよしタイム
- 異学年集団活動の実践
 - ・色別活動
 - ・縦割り清掃
 - ・異学年交流活動（複数学年授業、複数学年体験活動など）

(2) 教職員による日常的な観察

教職員は、「いじめはどの学校でもどの子にも起こり得る」という認識の下、以下のような視点から日常的な観察を行う。

場面	観察の視点
登下校時	<input type="checkbox"/> 元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなる。 <input type="checkbox"/> 特に用事もないのに、教職員に近づいてくる。
朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。 <input type="checkbox"/> 表情が暗く、どこことなく元気がない。
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて入室したり、泣いていたりすることがある。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散乱している。席を替えられている。
授業中	<input type="checkbox"/> グループ分けやグループ活動で孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 教科書、ノート等に落書きが目立つ。配布物が配られない。 <input type="checkbox"/> 他の子どもから発言を強要されたり、発言するとはやしたてられたりする。
休み時間	<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等へ来たり、一人でいたりすることが多い。 <input type="checkbox"/> 友達とふざけあっているが、表情が暗く、いつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行つて、なかなか出てこない。
給食時	<input type="checkbox"/> 嫌われるメニューの時、多く盛られる。好きなものを友達に譲る。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。その子どもが配膳すると嫌がられる。
清掃時	<input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。 <input type="checkbox"/> 掃除道具が与えられなかったり、いつも古いものだったりする。
放課後	<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、髪が乱れたりしている。靴や傘が隠されていることがある。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅したり、友達の荷物を持たされたりして帰る。

(参考：香川県教育委員会「かがやく笑顔をとるもどすために～いじめ問題への対応の在り方～」)

(3) いじめアンケートと相談活動の実施

○毎月第4週にいじめアンケートを実施する。

○アンケート実施週を「教育相談強調週間」と位置づけ、アンケート結果を基に児童の不安や悩みについて積極的に相談活動を行う。相談事項については記録を取るなどして、経過観察や事後指導に生かす。

(4) 教職員研修

○児童の実態についての情報交換を定期的に行う。

○SCやSSWによる児童理解のための研修を計画的に行う。

○研究授業を人権・同和教育の視点からも検討する。

(5) 保護者連携

○学校通信や学級だよりを通じて、いじめを許さない学校の姿勢や取り組みについて発信する。

○保護者アンケートや連絡帳などにより、子育てや気になる児童の実態について把握するように努める。

○SCや養護教諭を中心に、子育てに関する保護者への相談体制を充実させる。

○インターネット等の利用についての研修を、保護者と共に計画的に行う。

4 いじめが起きたときの対応マニュアル

